

第1章

計画策定の趣旨



第1節 計画策定のねらい

これまでの社会経済システムは、私たちの生活に豊かさをもたらしましたが、大量生産・大量消費・大量廃棄が繰り返されたことで地球温暖化など地球規模の環境問題が顕在化し、さらに、ごみ問題など、身近な環境においても大きな課題を抱えることとなりました。

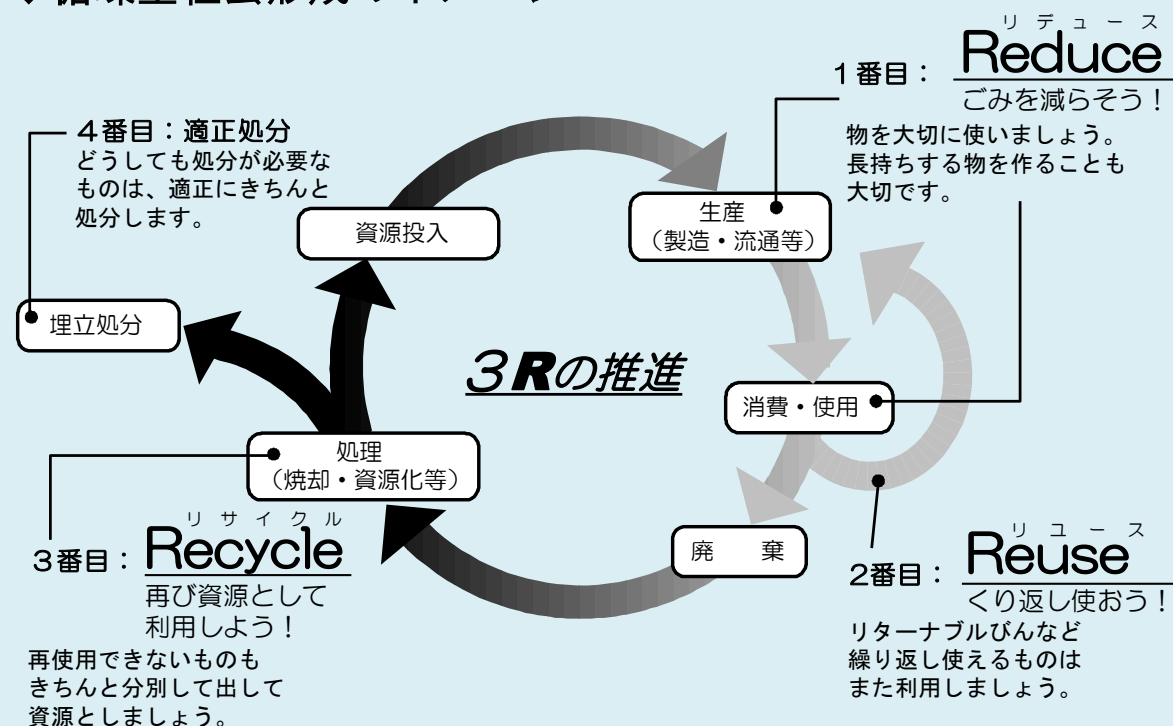
こうした点を踏まえ、国においては、限られた資源を大切にし、資源を繰り返し利用することで環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」^{※1}の形成を推進するため、平成13年（2001年）1月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を完全施行し、さらに、平成30年（2018年）6月に『第四次循環型社会形成推進基本計画』^{※1}を閣議決定しています。

里庄町（以下「本町」という。）では、令和2年（2020年）3月に策定した「第4次里庄町振興計画」の基本構想及び前期基本計画において、『子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち』を将来像として、7つの基本目標を掲げ、子ども達が将来また住みたいと思える魅力的なまち、また、高齢になっても安心して生活できるまちを目指していくものとしています。ごみの減量や適正処理、生活排水の処理は、これらのまちづくりに必要不可欠なものであり、豊かな自然と共生しながら快適で安心・安全な定住環境を形成することに繋がります。

こうしたごみや生活排水に関する取組を具体的に進めるため、本町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、国の法律・計画等並びに岡山県の計画とも整合させた「里庄町一般廃棄物処理基本計画」を平成26年度（2014年度）に策定しています。

里庄町一般廃棄物処理基本計画は、計画期間を15年間として、適正なごみ処理や生活排水処理を推進するための目標を定め、これを達成するために町民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにしていくものですが、概ね5年ごとに見直すことが前提となっています。平成26年度（2014年度）に策定した「里庄町一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）は、策定から5年を迎えたことから、本町における一般廃棄物の現状や社会情勢等の変化を踏まえながら、当初の予定どおり改訂版の里庄町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）として見直しを行います。

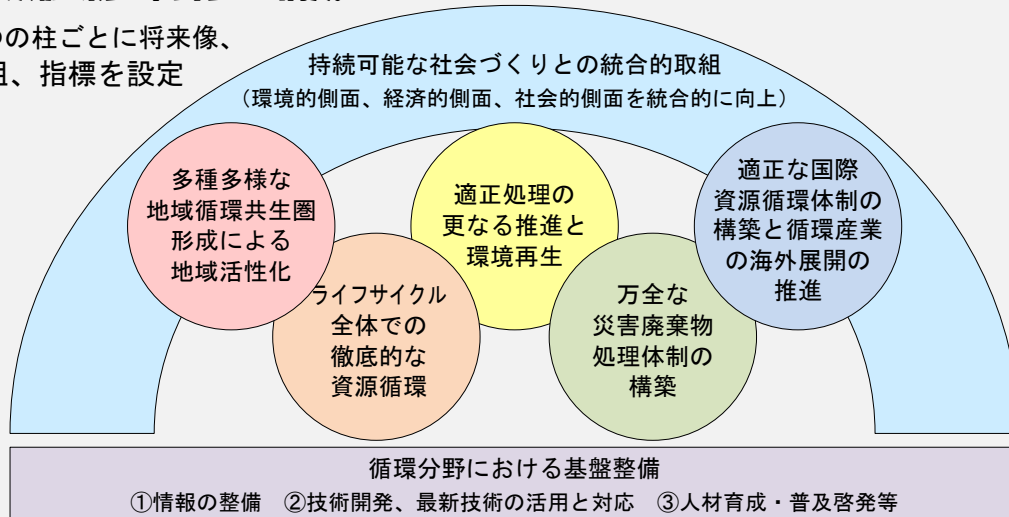
◆循環型社会形成のイメージ



◆第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

第四次循環基本計画の構成

7つの柱ごとに将来像、
取組、指標を設定



第四次循環基本計画の指標と目標値

循環型社会の全体像に関する指標

	2025年度
■資源生産性	約49万円/トン
■入口側の循環利用率	約18%
■出口側の循環利用率	約47%
■最終処分量	約13百万トン

循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標 (抜粋)

● 家庭系食品ロス量	2030年度: 2000年度の半減
● 1人1日当たりごみ排出量	2025年度: 約850 g/人・日
● 同上 家庭系ごみ排出量	2025年度: 約440 g/人・日
● 事業系ごみ排出量	2025年度: 約1,100万トン
● 最終処分場の残余年数	2022年度: 20年分を維持

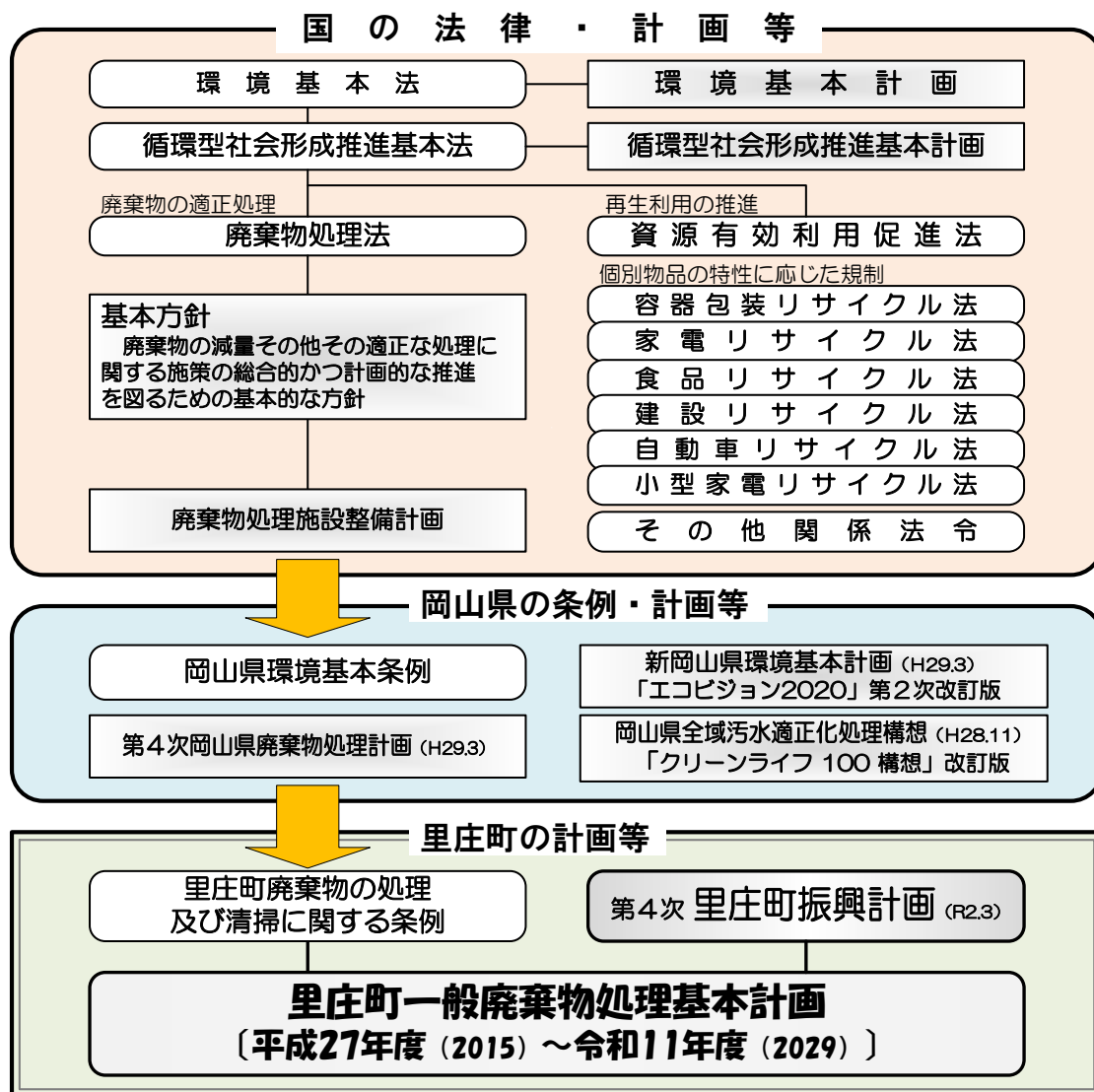
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



本計画は、本町が廃棄物処理法第6条※²に基づき策定するものです。

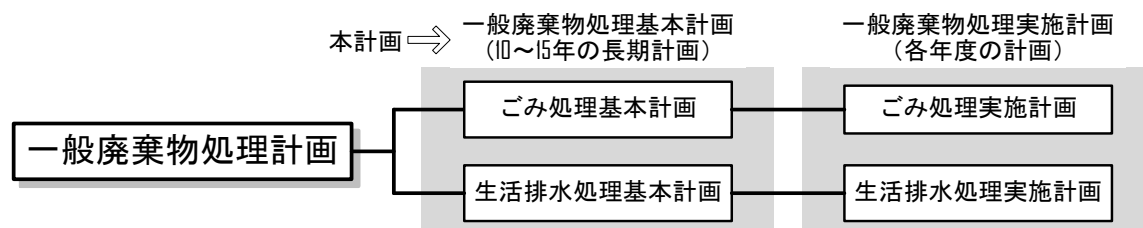
本計画は、図表 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに岡山県の『第4次岡山県廃棄物処理計画（平成29年3月）』と整合したものとします。

●図表1-1 本計画の位置づけ



※2 一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠

廃棄物処理法第6条第1項において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。



第4次里庄町振興計画（概要）

策 定 年 令和2年3月

計 画 期 間 基本構想 令和2年度～令和11年度
基本計画 前期 令和2年度～令和6年度
後期 令和7年度～令和11年度

目 標 年 度 令和11年度

目 標 人 口 11,220人

将 来 像 子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち

施策の大綱

将来像	基本目標	基本施策（関連施策の体系）
子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち	1 元気でいきいきと暮らせるまち 【保健・医療・福祉】	(1) 地域福祉の推進 (2) 子育て支援の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 障がい者福祉の充実 (5) 人権尊重のまちづくり (6) 医療体制の充実 (7) 健康づくりの推進 (8) 社会保障の充実
	2 希望を持ち、豊かな心を育むまち 【教育・文化・スポーツ】	(1) 学校教育の充実 (2) 生涯学習の振興 (3) 芸術・文化の振興・歴史の保存 (4) 生涯スポーツの振興 (5) 交流活動の推進
	3 快適で安心・安全なまち 【生活環境】	(1) 快適な住宅地整備の推進 (2) 生活環境の充実 (3) 防災・減災対策等の推進 (4) 防犯・交通安全対策の充実 (5) 消費者教育の推進
	4 自然と共生する美しいまち 【環境保全】	(1) 自然環境保全の推進 (2) 循環型社会の形成 (3) 緑豊かなまちづくりの推進 (4) 治山・治水の推進
	5 人が集い交流するまち 【都市基盤】	(1) 計画的な土地利用の推進 (2) 道路体系の整備 (3) 公共交通機関の利用促進
	6 活力と魅力あふれる元気なまち 【産業】	(1) 農業の振興 (2) 商工業の振興 (3) 雇用環境の充実 (4) 観光振興・地域ブランドの充実
	7 町民とともに創る持続可能なまち 【町民参加・行財政】	(1) 協働のまちづくりの推進 (2) 情報バリアフリーの推進 (3) 地域に開かれた行政運営 (4) 分館活動の充実 (5) 計画的・効率的な行財政運営の推進 (6) スマート自治体への体制整備 (7) 広域行政の推進

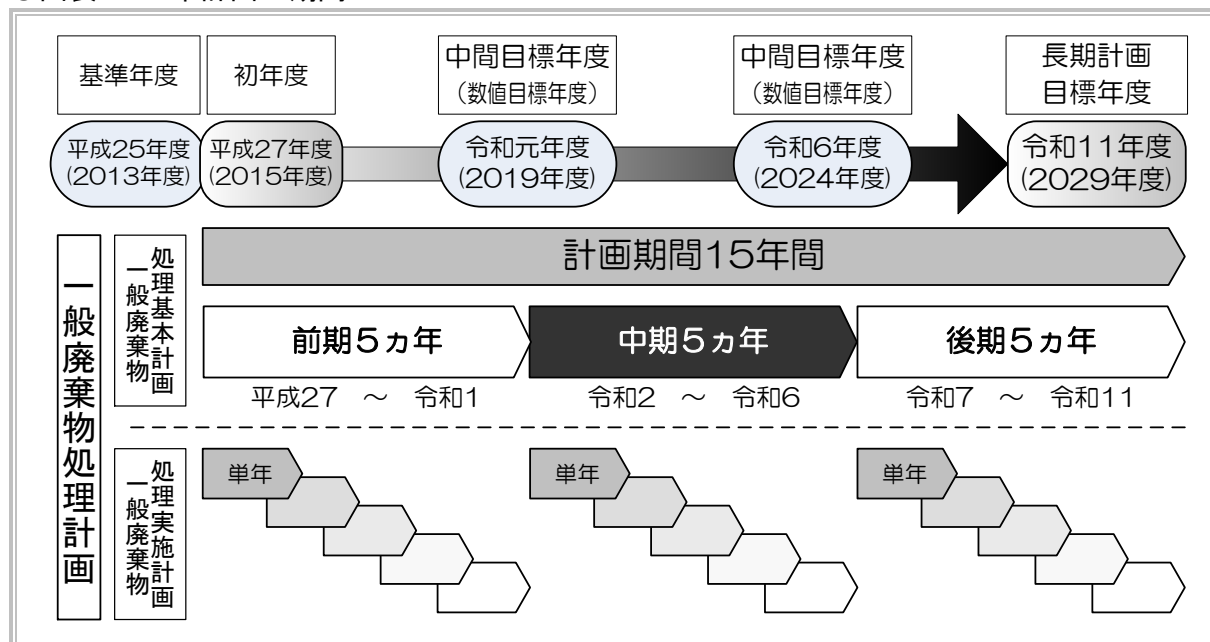


第3節 計画の期間

計画期間※³は 15 年間で計画目標年度※⁴を令和 11 年度とし、本計画は今回の見直しにより中期 5 カ年にあたる計画となります。

なお、ごみの排出抑制目標等の数値目標を定めることから、平成 30 年度を基準年度※⁵、令和 6 年度を数値目標年度※⁶とします。また、本計画は概ね 5 年ごとに改訂します。

●図表1-2 本計画の期間



◆西部ブロックの新中間処理施設について

本町のごみ処理は、井笠圏域（笠岡市・井原市・浅口市・矢掛町・里庄町）における広域処理を基本としています。その前提となる「西部ブロックごみ処理広域化実施計画」（H26.3）（以下「広域処理実施計画」という。）では、平成 31 年度を数値目標年度とした施設整備方針等を示しています。

現在、西部ブロックにおいて新中間処理施設についての実施計画の見直しを行っていることから、西部ブロックの新中間処理施設整備計画において新たな目標値の設定等が行われた場合についても必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

※3～6

※3 計画の期間

- 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると 10～15 年とされている。

※4 計画目標年度 ⇒ 令和 11 年度

- 計画目標年度は、計画の期間を 15 年間とし令和 11 年度とする。

※5 基準年度 ⇒ 平成 30 年度

- 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度の平成 30 年度とする。

※6 数値目標年度 ⇒ 令和 6 年度

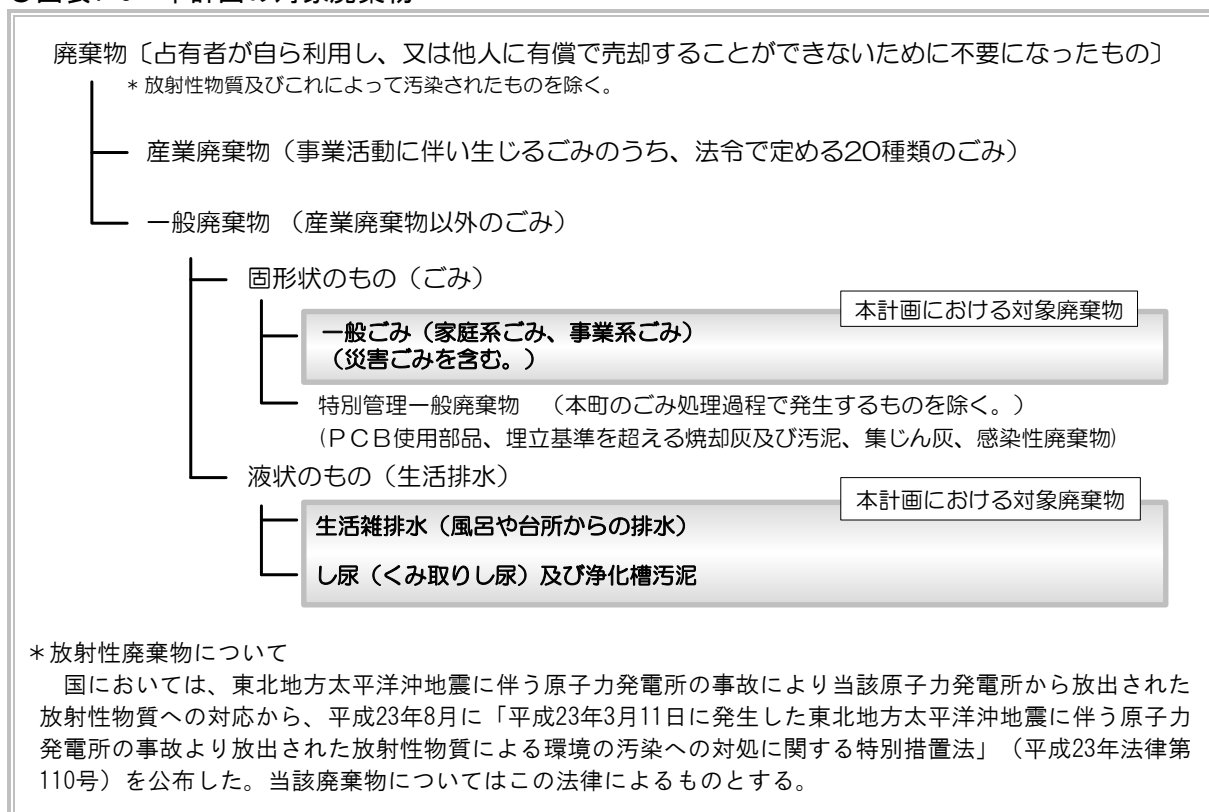
- 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、中期 5 カ年の最終年度となる令和 6 年度とする。



第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 のとおりとします。

●図表1-3 本計画の対象廃棄物



●図表1-4 本計画において処理対象外とするごみとその扱い

区 分	取 扱
P C B 使用 部 品	本町では取り扱わない。製造業者等の引き取りとする。
集 じ ん 灰	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く。）
感 染 性 廃 棄 物	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家電リサイクル法 対 象 品 目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（室外機を含む。）については、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとする。 （薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、衣類乾燥機はH21.4.1 施行）
パ ソ コ ン	パソコン本体、モニター等は、製造者等の引き取りとする。 （使用済小型家電リサイクルにおいて、H25.3より役場窓口へ持込が可能）
そ の 他 本 町 が 指 定 す る 処 理 困 難 物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・オートバイ、自動車、自動車用部品（バッテリーなど）、タイヤ、FRP船、マリンジェット ・廃油、塗料（ペンキ）、農薬・薬品類、農機具 など ・ガスボンベ、レンガ、がれき、コンクリートブロック、土、焼却灰、植木鉢、消火器、ピアノ、金庫、ドラム缶、太陽熱温水器、電気毛布、電気カーペット、スプリングマットレス など